

よくある質問（認可外保育施設事業者向け）

1	認定	無償化にかかる新しい認定申請書は、在園児すべてが提出しないといけないのですか。	認可外保育施設の利用者で無償化の対象となるのは0～2歳の市民税非課税世帯又は3～5歳のうち、保育を必要とする事由に該当する場合のみですので、それ以外の方は手続きの必要はありません。また、保育を必要とする事由に該当する場合でも既に教育・保育施設に係る支給認定（2号・3号）を受けている方については認定申請は不要です
2	認定	園の締切日までに必要な書類がそろわない保護者がいる場合、どうしたらいいですか。	全てそろっている方の申請書類のみを提出してください。提出が間に合わなかった保護者については、後日、保護者からこども保育課に直接提出するようご案内ください。
3	認定	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできますか。	施設等利用給付認定は、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があります。
4	認定	認定申請書提出後新たに入園した方や、保育が必要となった方はどうしたらいいですか。	新たな入所者については施設等利用給付認定を受ける必要がありますので「施設等利用給付認定申請書」をこども保育課に提出するようご案内ください（郵送不可）。
5	認定	市外在住の児童についてはどのような取扱いになりますか。	市外在住の児童についても、居住する市町村で幼児教育・保育無償化にかかる認定・給付が行われます。認定や給付方法については各市町村にお問い合わせください。
6	認定	就労状況、住所等、認定内容に変更がある場合はどのような取扱いになりますか。	転職や退職、勤務時間の変更等、生活状況に変更があった場合は、必要に応じた書類の提出が必要です。保護者からこども保育課に、直接提出するようご案内ください（郵送可）。

7	一時利用	認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用であつても施設等利用費の給付対象となるのですか。	月極めか一時的かといった利用形態に関わらず、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方であつて、保育の必要性があると認定を受けた場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで施設等利用給付の対象となります。
8	施設	認可外保育施設等においては、5年間の指導監督基準に関する猶予期間がありますが、この5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については無償化の対象から外れることになるのですか。	無償化の対象となる認可外保育施設は、原則として指導監督基準を満たす必要があります。5年間の猶予期間については、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用している子供が存在することを踏まえ、あくまでも特例的に設けられたものです。このため、仮に5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については、無償化の対象から外れることとなります。
9	施設の届出	児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。事業所内の認可外保育施設の取扱いはどうなるのでしょうか。	児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。なお、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育施設については、児童福祉法施行規則が改正され、令和元年7月1日から届出義務の対象とされました。事業所内保育施設等の届出に関しては、監査指導課のホームページでご確認ください。
10	施設等の副食費	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業における、食材料費の取扱いはどうなるのでしょうか。	認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。

11	提 供 証 明 書	特定子ども・子育て支援提供証明書においては、預かり保育等を提供した日及び時間帯等を記載することとなっていますが、「提供した日及び時間帯」については子ども毎に実際の利用日と利用時間を網羅的に記載する必要がありますか。	同提供証明書は、市町村における施設等利用給付額の算定の基礎となりますが、個別の利用日や利用時間の情報は給付額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供期間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足ります。なお、「提供日数」については、実際の利用日数を記載して下さい。
12	保 育 料 と 実 費 経 費 の 区 分	認可外保育施設の事業者が保育料に実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）を含めた額を利用料（保育料）として一括して徴収している場合、利用料と実費部分を区分けすることが必要ですか。また、入園料については施設等利用費の対象になりますか。	認可外保育施設においても、保育料と食材料費などの実費（無償化対象外経費）を区分けしていただく必要があります。また、入園料についても、無償化の対象とはならず、保育料とは別に徴収していただく必要があります。
13	無 償 化 の 範 囲	保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を保育利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても無償化の対象になりますか。	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）を保育利用している場合は、認可外保育施設等の利用は施設等利用給付の対象にはなりません。
14	就 学 前 の 障 害 児 の 発 達 支 援	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円））となります。